

第1回 国立市まちづくり審議会会議録（要旨）

日時 場所 議題	平成28年11月21日（月）午前9時30分～10時50分 市役所3階 第4会議室 1.議題 （1）会長、副会長の選出について （2）国立市まちづくり審議会の運営方針等について 国立市まちづくり審議会の運営について 国立市まちづくり審議会の諮問事項等について まちづくりに関する施策への適合について 建築物の高さの基準について 2.その他
出席委員 （敬称略）	福井会長、大塚副会長、大木委員、倉本委員、西村委員、室内委員、杉田委員、齋藤委員、北島委員、喜連委員、山川委員
事務局	佐々木都市整備部長、江村都市計画課長、安波指導係長、高橋、土田
傍聴者	0名

第1回 国立市まちづくり審議会

事務局 : 皆様、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、第1回国立市まちづくり審議会を開催いたします。

本日は、第1回の本審議会の開催となりますので、会長が選出されるまでの間は事務局で進行を務めさせていただきます。司会進行いたします私は、都市計画課長の江村と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに委嘱状の交付を行います。

なお、11月16日に佐藤市長が死去いたしましたので、委嘱状は職務代理者副市長永見よりテーブルを回りまして渡させていただきますので、お名前を呼ばれた方は自席にてご起立をお願いいたします。

(委嘱状交付)

事務局 : それでは、続きまして、国立市長職務代理者の永見副市長よりご挨拶を申し上げます。永見副市長、お願いいたします。

永見副市長 : おはようございます。皆様におかれましては、日頃、国立市政にご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

ご案内のとおり、11月16日に国立市長佐藤一夫が逝去いたしましたして、私が今、職務代理ということになっておりますが、生前、色々な形で皆様には大変ご協力・お願いを沢山いたしまして、市政の発展にご協力いただいたことを改めて感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

今回は、国立市まちづくり審議会という新しい形でご協力をいただくということでございます。誠にありがとうございます。

さて、国立市では、この間、景観形成条例と開発行為等指導要綱という2つのシステム、条例と要綱という2つの形でやっておりましたが、景観を軸とした紛争等が数多くございました。また、ここから見てもあそこに明和のマンションが見えますし、その隣は、高くはありませんが、住友のマンション等々、やはり要綱行政といいますが、これの限界というのは目に見えていたわけでございますけれども、景観まちづくり条例をつくらうということで議会へ提案をしたものの、議会で否決される等々の紆余曲折がございました。佐藤市長になりまして改めてまちづくり条例に取り組むということで、このたび条例ができ上がりまして、本日のその条例に基づいたまちづくり審議会というところへ結びついたということでございます。

この審議会の委員構成は、学識経験の方10名と市民の方3名以内というような構成となっておりますけれども、景観形成条例に基づきます景観審議会の役割をまちづくり審議会に負っていただくということから、景観審議会から5名の学識経験の方にご参加をいただいております。また、開発行為等指導要綱の方から開発審査委員の中の市民委員3名の方に、やはりこちらの審議会委員にご参加をいただいているということでございます。その上、国立市商工会と農業委員会からの団体推薦の方をお願いし、新たに3名の学識経験の方を委員としてお願いしているところでございます。

まちづくり審議会が発足いたしましたので、皆様にはそれぞれの見地から活発なご議論

あるいはご審議を期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。
以上でございます。

事務局 : ありがとうございます。

職務代理者の副市長におかれましては、この後も公務がございますので、申し訳ございませんが、退席とさせていただきます。

永見副市長 : よろしくお願いいいたします。

事務局 : それでは、続きまして、委員のご紹介をいたします。委員のご紹介は、その場で自己紹介でお願いしたいと思います。お配りしております名簿の順でお名前をお呼びいたしますので、ご起立いただければと思います。

(各委員より自己紹介)

事務局 : ありがとうございます。

また、本日は、他の候補日がない中で日時を設定させていただきましたのでご欠席となっておりますが、建築の学識者の観音委員と、商工会から推薦いただきました桂委員がいらっしゃいます。本審議会は13名の委員で構成されております。

それでは、議事に入らせていただく前に、事務局職員のご紹介をさせていただきます。

(事務局より自己紹介)

事務局 : 続きまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

事務局 : それでは、先に事前配布させていただいた資料から確認させていただきます。

まず1枚目が開催通知になりまして、その後に議事日程を1枚お配りしています。その後に配布資料一覧をお配りしていましたが、本日、机の方に当日配布資料も含めた配布資料一覧をお配りしていますので、そちらを見ていただきながらご説明いたします。資料1としまして、「国立市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」、これが両面刷りの2枚です。続きまして、資料2としまして、「国立市都市景観審議会の廃止について」というA4・1枚、片面の資料になります。それと、資料3としまして、「国立市都市景観形成条例」及び「施行規則」ですね、こちらが12枚、両面の24ページの冊子となります。それと、資料4としまして、「国立市まちづくり審議会への諮問事項等について」となりまして、A4とA3のものが左留めになっているものになります。それと、資料5としまして、「建築物の高さの基準における特例基準の適用について」、こちらが両面刷りのもの1枚になります。それと、資料6としまして、「建築物の高さの基準における『公益上やむを得ない建築物』の考え方について」、こちらもA4で両面で1枚となります。それと、本日お配りしています資料としまして、「まちづくりに関する施策への適合について」、こちらがA4・1枚とA3が4枚の綴りになっております。それと最後に、本審議会の皆様の委員名簿という形でA4の1枚のものをお配りしています。

資料に不足等ございますでしょうか。

資料の確認は以上です。

事務局 : それでは、本日は、ご案内のとおり、議題といたしましては、会長、副会長の選出について、次に国立市まちづくり審議会の運営方針等についてとして、国立市まちづくり審議会の運営について、国立市まちづくり審議会の諮問事項等について、まちづくりに

関する施策への適合について、建築物の高さの基準について、以上を予定しております。初めに、議題1の会長及び副会長の選出について行わせていただきたいと思います。まず、会長、副会長に関します条例上の説明をいたしたいと思います。

まちづくり条例第56条第1項に「審議会に会長及び副会長を置く」とあり、その方法は、「委員の互選によりこれを定める」とありますので、まず、会長を互選により選出していただきたいと思います。また、会長の選出をいただきまして、選出後は、同条第4項の規定によりまして、会長に議事を進行していただきたいと思いますので、それでは、まず、会長の選出を行いたいと思いますが、選出方法は、色々あると思いますが、委員さんからの推薦をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

大塚委員。

大塚委員 : 本審議会には都市景観審議会の学識経験者が5名移行しているところであって、本審議会においても景観にかかわる専門的な部分を審議することになりますので、都市景観審議会では会長をされておりました福井委員に会長になっていただければと思いますが、皆様いかがでしょうか。

事務局 : 他にございませんでしょうか。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 : なければ、推薦を打ち切りたいと思います。推薦をいただいたのがお一人でございますので、福井委員に会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 : それでは、これより福井会長に進行をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、福井委員、会長席のほうへ移動をお願いいたします。

福井会長 : ご推薦いただきました福井でございます。先ほど申し上げましたけれど、他の自治体で少し委員をやっておりますが、国立というのは景観権ということの発祥の地でもございますので、その最先端を進むということについてはぜひ責任感を持ってやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

それでは、これから私が議事進行をさせていただきます。委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行が図れるようにご協力をお願いいたします。

それでは、議事に戻らせていただきますが、続きまして副会長を選出したいと思います。委員の皆さんから推薦いただきたいと思います。もしなければ、私のほうからご指名させていただきたいと思いますが、ご推薦はいかがでしょうか。よろしいですか。

特にご推薦ないようですので、私からご指名させていただきます。本審議会では、景観ということで法律にかかわる部分が沢山出てきますので、法律の学識者でいらっしゃいます大塚委員にお引き受けいただければと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

福井会長 : では、大塚委員に副会長をお願いしたいと思います。副会長席へご移動をお願いいたします。

続きまして、本日の委員の出席でありますけれども、先ほど事務局からご紹介ありま

したとおり、観音委員、桂委員からはご都合によりご欠席ということでご連絡いただいておりますので、報告いたします。

ただいまの出席数は11名ということでありまして、まちづくり条例第56条第5項の規定に基づいて定足数に達しております。従いまして、議事日程に従って会議を進めさせていただきます。

それでは、議題の(2)になりますけれども、国立市まちづくり審議会の運営方針についてということで、「国立市まちづくり審議会の運営について」、事務局から資料のご説明をお願いいたします。

事務局 : 事務局から資料の説明をさせていただきます。

まず、お配りしています資料1をご覧くださいと思います。こちらは、国立市附属機関等の設置及び運営に関する要綱となっております。国立市における本審議会のような附属機関ですね、それらにつきましては、運営に当たって遵守すべき基本的事項がこちらに定められております。

今回確認させていただきたい事項としましては、2ページ目になりますが、第6条(附属機関の運営)についてご確認させていただきたいと思っております。1枚目の裏ページになります。第6条の1号から5号について確認させていただきます。

まず初めに1号ですが、「運営に関する基本事項は、当該附属機関の委員の任期ごとの最初の会議において確認し、これを明らかにすること」。ここから今回確認させていただきます。

2号としましては、「会議を開催するに当たっては、開催日程、開催場所及び公開の可否等の情報を、市ホームページ等により事前に市民に周知するよう努めること」。

3号としまして、「委員の氏名、任期及び選出区分については、原則として市ホームページにおいて公表すること」。

4号としまして、「附属機関の会議は、法令等で定めがある場合又は非公開とする特別の事由がある場合を除き、原則として公開すること」。

5号としまして、「附属機関は、会議を開催したときは、原則として発言委員名を明らかにした会議録等を作成するものとし、会議録等の公開については、会議が公開のときは公開し、会議が非公開のときは、国立市情報公開条例第6条の規定に準じて公開の可否について決定すること。なお、公開とした会議録等は、原則として市ホームページにおいて公表するものとする」となっております。

本審議会におきましても、基本的にこれらの運営に関する規定を遵守して運営を進めていきたいと考えておりますが、第5号の情報公開につきましては、各民間事業のまちづくりに関することについて審議していただくこととなりますので、原則としましては公開ですが、会議ごとで一定の個人情報等の公開について判断させていただいた上で公開等をさせていただきたいと思っております。この点について、特に委員名の公表とか、あと議事録等の公開ですね、そういったところについて委員の方々に確認していただければと思って、今回議題として挙げさせていただいております。ご確認のほどよろしくお願ひします。

福井会長 : ご説明ありがとうございました。国立市附属機関等の設置及び運営に関する要綱第6条

の規定に基づいて、本審議会の運営事項に関して要綱に基づいて会議を公開するという
ことで確認がありました。このことにつきまして委員の皆さんのご質問とかご意見を伺
いたいと思いますが、いかがでしょうか。ありましたら挙手をお願いいたします。

はい、お願いします。北島委員。

北島委員 : 原則は公開で、非公開という両方の使い分けができるような文章と私は理解したんで
すけど、先ほども事務局がおっしゃったように、地元であればやはり言いにくい話とい
うのが発生する場合がありますね。特にまち、土地の話になると、あの人が実はああ
いうことだというようなところ、そういうのというのは、例えばこれはオフレコで願
いしますというものは部分的に削除みたいなのは可能なのですか。

福井会長 : いかがでしょうか。

事務局 : それについては、明確な理由があれば議事録から削除することは可能だと考えており
ます。

また、傍聴につきましては、会議ごとに一定の判断をして、公開する、非公開にする
という形でホームページに掲載等してまいりますので、傍聴者がいらっしゃる可能性は
あるとは思っておりますが、議事録からはそういったことは削除させていただきたいと
思っています。

北島委員 : 了解いたしました。

福井会長 : 他にいかがでしょうか。

私からちょっとコメントですけれども、非公開につきましては、個別の案件を議論す
るときは、やはり事業者さんの事業計画にかかわる部分も含まれてきますので、そう
いった部分については非公開の方向で検討するのが一般的かなと思います。全てをおお
びらにすることでなかなか議論がしづらい部分もありますので、実質的な議論をする
というときには非公開ということも積極的に選択してもいいのかなと思っております。

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。では、この件につきましては
ご意見伺いました。

続きまして、「 国立市まちづくり審議会の諮問事項等について」ということで、事
務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局 : 本審議会における諮問事項等についてご説明させていただきたいと考えておりますが、
その前段で、国立市都市景観審議会の廃止がありましたので、そちらについてご説明さ
せていただきたいと思いますので、まず資料2の方をご覧くださいと思います。

本審議会には、先ほど事務局の方から説明もさせていただきましたが、国立市都市景
観審議会の学識経験者の方5名に移行していただいております。実際に都市景観審議会
について現在どうなっているのかという考え方と、統合した経過についてご説明させ
ていただきます。

まず、資料を読み上げさせていただきます。国立市まちづくり条例に基づき本審議会
が設置されたことから、まちづくり条例の「大規模開発事業」を行う場合につきまして
は、景観審議会の審議事項である「都市景観の形成に関する事項」をまちづくり審議会
の審議事項である「まちづくりの推進に関する事項」として審議することで、市の総括

的な見解を事業者に示すことができるため、景観審議会の審議事項をまちづくり審議会に移行することとし、景観審議会を廃止しております。

考え方としましては、下のフローをご覧くださいとわかりやすいかと思いますが、上段が、これまでまちづくり条例が施行されるまでの景観審議会の取り扱いと、あと開発行為等指導要綱との関係性について記載したものになります。実際の手続きの流れとしましては、開発行為等指導要綱の事前協議書を受け取った後に、景観形成条例の大規模開発行為届出書、そちらを受けた後に、審議する案件については都市景観審議会で審議し、ご意見をいただいた上で開発行為等指導要綱の手続を進めるという形で、これまで手続きを行ってまいりました。しかし、本年10月1日以降、まちづくり条例における大規模開発事業につきましては、事前協議のタイミングより前段の構想段階で大規模開発構想届出を提出していただくことになりましたので、より審議会からの意見等が反映されるような形になりました。まちづくり審議会で審議した後に、従前の都市景観審議会の審議していただくタイミングで再度審議していただくということになりますと、なかなか市の総括的な見解が示せないというところから、都市景観審議会の審議事項をまちづくり審議会に移行しまして、尚且つ、大規模開発事業につきましては構想段階でまちづくり審議会に付議させていただきまして、意見をお聞きするという形に改正を行いました。

続きまして、資料3につきましては、参考として国立市都市景観形成条例の改正の条文、あと施行規則の条文をお付けしております。

資料4をご覧ください。A4横をご覧ください資料になります。本審議会における諮問事項等について、条例から抽出しております。先ほどご説明もさせていただきましたが、基本的なまちづくり条例に基づく審議会への諮問の項目、プラス、都市景観形成条例におきまして審議会で審議する事項、こちらまちづくり審議会でも審議していただくことになりましたので、そちらについても項目として挙げております。各種、かなり多く審議事項として挙げておりますが、通常、例えば「都市景観形成基本計画を定めようとするとき」とか、あと「重点地区を指定し、かつ、重点地区景観形成計画を定めようとするとき」、こういったところにつきましては毎年毎年あるような事案ではないですので、基本的には下の12番から16番、こちらにつきまして民間開発等が行われた際に届出が出されて審議していただくことになると思っております。特に大規模開発事業につきましては、まちづくりに関する施策への適合が図られる必要がありますので、本審議会において審議していただく機会が多くなってくると考えております。

また、実際にこの大規模開発構想の届出が出された際にこういった事項について審議していただくかというところを、こちらの資料の裏面に記載しております。大規模開発事業としましては、中段になりますが、事業区域の面積が3,000平方メートル以上の開発事業、2つ目としまして80戸以上の集合住宅の建築、3つ目としまして延べ面積1,000平方メートル以上の集客施設の建築、4つ目としまして建築物の高さが20メートル以上の建築物の建築。これらが大規模開発事業として、開発事業よりも周辺に与える影響が大きいということで、構想段階から届出を出していただくことと規定しております。ただし、国立市としましては、一般的に他市が大規模として扱われる

事業よりも小規模のものも大規模開発構想の届出対象としております。そのため、全てにおいて審議会のご意見をお聞きするということがなかなか難しいと考えまして、今回、一定のルールに基づいて本審議会に付議させていただきたいというところで、1番から4番まで、4つの項目の考え方についてご提案させていただきます。

1つ目の事業区域の面積が3,000平方メートル以上の開発事業につきましては、公園の設置とか公共施設の整備等がかかわってくることとなりますので、全ての案件について審議会のご意見をお伺いしたいと考えております。

2つ目の80戸以上の集合住宅の建築につきましても、集会施設の設置や防火水槽の設置、そういったものが関わってきますので、全ての案件について審議会のご意見をお伺いしたいと考えております。

3つ目としまして、延べ面積1,000平方メートル以上の集客施設の建築につきましては、こちらの届出対象としましては、店舗部分のみではなく事務所の部分、バックヤードのところですね、そういったところも面積に含めた中で1,000平方メートル以上超える場合は大規模開発事業の届出が必要になっておりますが、そうなりますと、小規模の小売店舗等も対象となるため、今回、大規模小売店舗立地法（大店立地法）において届出対象とされております店舗面積が1,000平方メートル以上の集客施設の建築につきましては、本審議会の意見聴取を行いたいと考えております。

4つ目の建築物の高さが20メートル以上の建築物の建築につきましては、今回、次のページにA3のカラー刷りの図で示しておりますとおり、開発事業の基準としまして、建築物の高さの基準を市内全域に定めております。そのため、高さについてなかなか本審議会でご意見をお聞きする事項というのは少なくなってはおりますが、A3の図面でいいますと、グレーに着色された部分につきましては容積率400%以上の地域になります。そちらについては、今回、高さの基準を定めておりませんので、景観条例の改正においても審議会への付議対象としておりますグレーの部分の31メートルを超える建築物、また、景観形成条例におきまして、国立駅周辺ですね、図の真ん中の上、ピンク色で着色しているところになりますが、国立駅周辺の大学通りから20メートルの範囲で一橋大学までになりますが、そちらの重点地区候補地、こちらに関しましては20メートルを超えるもの、これらにつきましては審議会のご意見をお伺いするという形で進めたいと考えておりますので、確認のほうをよろしくお願いいたします。

説明は以上になります。

福井会長 : はい、ありがとうございました。今の件につきまして、ご意見、ご質問をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

はい、どうぞ、大木委員。

大木委員 : 質問ですけれども、今、 から ということで範囲を説明していただいたのですが、今までの開発の実績といたしますか、そういったものを勘案して、年間どの程度の件数がかかってくるかという、想定で結構なんですけれども、教えていただければと思います。

福井会長 : 事務局からご回答をお願いします。

事務局 : 年によっても異なってはきますが、この規模の建築になりますと、国立市内ですと年間1、2件ですかね、その程度になります。

大木委員 : 特にこの から でいうとどの分類に入っていますか。

事務局 : 一般的に、高さについては20メートル以上の建築物に関しては年間数件は手続きを行っています。3,000平方メートル以上の開発事業につきましては、数年に一度という形で届出等が出されております。集客施設につきましても、この届出対象としましては年に1回あるかないかというところだと思っております。80戸以上の建築につきましても、年間1件あるかないかというところになっております。

福井会長 : よろしいでしょうか。

大木委員 : はい、ありがとうございます。

福井会長 : ほかにご質問、ご意見いかがでしょうか。

ちょっと私から。 番の店舗面積1,000平方メートル以上という、この近辺でいうとどういうところが該当するかというのを直感的に知りたいのですが、いかがですか。

事務局 : さくら通り沿いにありますスーパーのさえきさんが以前建築されましたが、全体としては1,000平方メートル以上ありますが、店舗部分のみですと1,000平方メートルまではいかないですね。ただ、微妙なぐらいです。大体あのぐらいの規模が想定されると考えております。

事務局 : 多分、現状ですと、富士見台一丁目のグルメシティですとか、四丁目のピーコックだとか、いなげやとかいうクラスだとかかかってきますけれども、ドラッグストアなどはぎりぎり入らないような感じだと思います。

福井会長 : 何となくイメージがつかめました。ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。この概念がわからないとかいうことでも結構なのですが。

じゃあ、もう1点すみません。 番の駅周辺は重点地区候補地ということになっているのですが、この候補地が重点地区になる見通しというか、そういうスケジュール感は何か決まっているのでしょうか。

事務局 : こちらにつきましては、平成9年に重点地区の候補地として位置づけられております。その際に、こちらの大学通りの周辺商業地域と、あと大学通り部分ですね、公共施設の部分、それと一橋大学から南側で江戸街道までの住宅街についても候補地として位置づけられました。その後、大学通り周辺の住宅街につきましては、地元の住民の方々に協議会を形成されまして、現在、重点地区として指定され運用をしております。もう一つ、青柳崖線につきましても重点地区候補地として挙げられております。その他の地域につきましては、ちょっと市の働きかけも少ないのかもしれませんが、なかなか地元の機運が高まっておりませんので、協議会を形成というところまでは至っていない段階になっております。重点地区候補地を実際重点地区として指定していく際には、協議会を立ち上げていただき、細かい事項等を決定していただいた後に指定していく形になりますが、現状としましては協議会は形成されてないという形になっております。

福井会長 : はい、わかりました。ありがとうございました。

そのほかご意見いかがでしょうか。よろしいですか。

ないようでしたら、次の「 のまちづくりに関する施策への適合について」、資料の説明をお願いいたします。

事務局 : 当日配布資料1をご覧ください。先ほどの諮問事項の説明の際にも簡単にご説明させていただきましたが、本審議会におきましては、開発事業等が国立市の「まちづくりに関する施策」に適合しているかどうか、そちらについて審議していただくこととなります。その「まちづくりに関する施策」としましては、条例及び規則におきまして大きく6項目を列挙しております。

まず1つ目としまして、国立市総合基本計画に関する規則第2条第2項に規定する基本構想及び同条第3項に規定する基本計画。2つ目としまして、国立市都市計画マスタープラン。3つ目としまして、国立市都市景観形成基本計画。4つ目としまして、国立市緑の基本計画。5つ目としまして、国立市環境基本計画。6つ目としまして、国立市南部地域整備基本計画。また、これらの他にも、各種開発事業が行われる計画地等で照らして必要な市の基本計画等については、それぞれで挙げていくとしております。

これらの適合に当たりましては、皆様に事前にこれら基本計画について資料をお配りさせていただきましたが、かなり量も多くて、実際にこういった形で適合を判断していただくかというのが見えづらいと思ひまして、事務局としまして、その次のページ以降、A3の資料が4ページありますが、こういった形で、まずはこの開発事業が市の中でこういった位置づけにされているのか、そういったところを見ていただきながら、より具体的な部分で本審議会の中で議論していただきたいと考えております。

1ページ目としましては、実際に都市計画図上、この計画がこういった形で位置づけられていくのかということ、都市計画図に、この場合は東二丁目の計画を想定してプロットした形になりますが、こういった形でこうした都市計画の位置づけにされているといったところを下資料として出していきたいと考えているところです。

それと2ページ目につきましては、これは都市計画マスタープランで各地域についてまちづくり方針が定められておりますので、この中で事業区域をプロットしたものととなります。

3つ目としましては、景観形成基本計画で、景観資源位置図といったものが定められておりますので、その中で事業区域をプロットしたものととなります。

4ページ目としましては、緑の基本計画図で、基本計画図が定められておりますので、そちらに事業区域をプロットしたものととなります。

実際に案件ごとにこういったものを事務局側から下資料としましてご提示させていただいた上で、審議会におきましては活発な議論をしていただければと考えております。

ちょっとわかりづらいですけれども、「まちづくりに関する施策」への適合を今後図る上での考え方としてこういった形で考えておりますので、確認のほうをお願いしたいと思っております。

福井会長 : はい、ありがとうございました。ちょっと私から補足でご説明をしたいと思うのですが、資料2で都市景観審議会をまちづくり審議会に改組するという話がありました。一般的な景観審議会ですと、開発要綱の審議会と景観の審議会は別々に運用しています。ですから、景観に回ってくる際にはもう計画内容がほぼ決まっています。景観で何か言っても、例えばボリュームは変えられないとか、残したい森林が残せないとかということはかなりあって、景観の役割がすごく矮小化されてしまい、表面的なことしか

できないというのが非常に多いのですね。国立では、そういったことの問題意識が非常に高いと理解しているわけですが、そういうこともあって、この審議会が大規模開発の構想の段階から議論するというのではないかと考えております。そういう意味では非常に先進的かつ責任が重い審議会だという位置づけです。

その場合に、この場でどういうことを審議するかということなのですが、先ほど資料4で非常に多岐にわたる項目がありました。上の方に書いてあるのは、どういう方針で景観あるいはまちづくりについて考えるかという方針に関する審議です。それから、下の方について、12番以降については、個別具体の案件についてどういう意見を言うかということもあります。一般的などころでは、上の方は審議会という親委員会、下の方は専門部会とかという形でもっと個別にやるというケースが非常に多いですね。それを両方一遍にここでやろうという仕組みですので、かなり欲張った働きをしようとしているのかなということがあるわけです。

そうしますと、ここで個別具体の話をしようとするときには、大体何か上位計画などの方針に従って委員が意見を言うということになる訳なのです。その上位計画がどれだけあるかというのがこの当日配布資料1で今ご紹介いただきました、大規模開発構想の都市計画図ですとかまちづくり方針ということになります。ですから、ここで委員の皆さんには、この方針を踏まえてそれぞれご専門の見地から、あるいは地元の見地から、具体的にこれはこうしたほうがいいんじゃないかということをご意見いただきたいというのが、この審議会に課せられた役割だというふうに思っております。

ちょっと私が見た印象では、当日配布資料1で配っていただいたものはすごく大きい方針で間違いないということは明らかなのですが、これに基づいて議論するのは結構大変じゃないかなと。つまり、例えばですけども、最後の緑の基本計画図ということで言うと、例えば右側の上から3番目の「国分寺崖線の緑の連続性復元」と書いてあります。もしここに何か開発が入ったときに、具体的に何か緑を残しながら建物をつくるということがあった場合に、計画図が出てきて、じゃあこの緑を残さないとまずいんじゃないかとか、もう少し考えたほうがよいのではないかということについては、例えば倉本先生のご意見を伺って、どうするかという話になるわけですが、その基準についてはどこにも書いていませんので、ここを専門性に基づいて、あるいは他の事例に基づいて、ご議論いただく、ご意見いただくということになるでしょうし、農業関係につきましては杉田委員にご意見をいただくことになってきますので、完全に規則に基づいて合っているかどうかではなくて、規則の方針は理解した上で、それぞれのご専門に基づいてご意見をいただくことになるのではないかなということで、今のご説明は、そのもとになるものはこれですが、大丈夫でしょうかというようなご説明だと私は理解いたしました。

ということなのですが、ご質問、ご意見いただければと思います。今の私の説明も含めてということで結構です。

西村委員 : その場合に、その資料に、近隣で例えば同じような規模の計画が出ていれば、それを参考資料としてつけているのか、どういう指導をしたかとか、そういった参考資料があるとより判断しやすいと思うのですけど。

福井会長 : そうですね。それは事務局でお願いします。

倉本委員 : 緑の基本計画をつくるときに参加させていただきました。

緑の基本計画は市民調査の結果に基づいて策定しているのですが、市民調査のコーディネーターを担当しました。緑については、ここに書かれているような平面的な条件だけでなく、質や立体的な条件があります。ここに書かれていることに配慮するだけでなく、もっと細部にわたった具体的なことについても考慮する必要があります。

例えば、20 cm程度の段差があったら、ヒキガエルは上がることができなくて、移動の障害になります。

計画を作った時の背景にさかのぼって考える必要があると、ただいまの会長のご発言から理解いたしましたが、それでよろしいでしょうか。

福井会長 : はい、私としてはそう思っていますが、事務局としてはいかがですか。

事務局 : はい、そのとおりだと思っております。

福井会長 : ここに先生方がいらっしゃっていただいているのもそういうことだと私は理解しておりますので。

大木委員 : よろしいですか。

福井会長 : はい、お願いします。

大木委員 : この仕組みと申しますか、制度的なものの特徴は、会長がご説明していただいたように普通の審議会とは枠組みが違って、私が特徴的だと思うのは、構想段階から届出を出していただくということは非常に良いことだと思っています。要するに、我々から言うというよりは、事業者の方にそういうこともちゃんとわかっていただくという時間を確保できるということが大事なのかなと思っています。そういったときに、この資料だとはっきり言ってよくわからないのですね。多分何も判断できないのではないかなというか、私であればちょっと難しいかなと思っています。これは資料としてつけ足すのであれば、例えばこの敷地で開発するとき、敷地の内外でどういう大事にしていくべきものがあるかということや構想の段階からちゃんと知っていただくこと、我々も知っておくのは当然なのですけれども、事業化する方がまずそれを認識していただくということが構想段階では非常に重要なのかなと思っております。なので、地域資源をどうやって残すのか、残せないのであれば、代替としてどういうふうにご貢献をしていくのかということを考えていくということが大事かなと思うので、そういう敷地レベル、敷地周辺レベルでの魅力図みたいなものが何かあるといいかなと思いました。

福井会長 : はい、ありがとうございます。ここでの審議の成果として何を最終的に出すかという、審議会が「どういうものをつくる、あるいは守るのが国立にとって重要か」と考えているかというメッセージを、きちんと事業者さん、あるいは住民の方にもこうしていただくということだと考えています。そういう意味では大木委員のご意見は、そうしたメッセージを出すことに重点を置くべきということと理解しました。どういう審議をしたかという議事録も重要ですけれども、最終的にここで目指しているものは何なのかというのを様々な側面から市民の方々に発信するということが、この審議会に課せられた課題じゃないかというふうに私は理解しています。

勝手に言いましたけど、事務局からはどうでしょうか。

事務局 : 基本的な建築の概要と計画図等は出てきた上で、さらにこういった資料を出すという形になりますので、そのときに当然現況がどうだったのかというようなことも含めて、さらなる資料は提供したいと考えております。

事務局 : 今回は、具体的な案件がない中でこういった進め方の方向性を示させていただいておりますが、ぜひとも、次回からは案件ごとになりますので、その際のお気づきの点につきましては随時挙げていただければ、徐々に事務局としても審議会でお示しする資料として精度を高めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

福井会長 : ほかにご意見いかがでしょうか。ご質問はよろしいですか。むしろ、今日、案件がなくてよかったという感じがありますね。案件があるとちょっとそっちに引っ張られてしまって、事前にこういう話ができただ方がよかったかなと思っております。

ぜひ、これまで様々な計画をつくるための調査・分析をされているでしょうから、この資料につきましては随時ご提供いただくということをお願いできればと思います。

では、これにつきましては、もしまた後でありましたらご意見いただければと思えますけれども、次に移りたいと思えます。

「建築物の高さの基準について」ということで、事務局から資料のご説明をお願いいたします。

事務局 : 高さにつきましては2項目用意させていただいておりますので、一遍にご説明させていただきます。

1つ目としまして、資料5をご覧ください。本条例におきましては、先ほど少し触れさせていただきましたが、開発事業の基準としまして、建築物の高さの基準を定めております。基本的には、その中で一般基準というものを定めておりますので、そちらに適合する形で開発事業を進めていただくこととなりますが、条文の中で、審議会の意見を聴いた上で、市長が良好な地域環境の創出に特に寄与すると認められる開発事業につきましては、特例基準を適用することができると規定しております。

その特例基準としましては、一般基準の高さのプラス6メートル、大体2階層分に当たりますが、そちらを加算した数値として設定しております。また、加算した数値が31メートルを超えるものにつきましては31メートルを上限としております。

この適用に当たっては、こういった要件を満たしておく必要があるのかというところを、施行規則48条で定めております。1つ目が、事業区域の面積が3,000平方メートル以上であること。2つ目が、幅員6メートル以上の道路と隣接していること。3つ目としましては、道路境界線・隣地境界線からゆとりある空間を確保していること。4つ目としましては、公開空地等により安全な空間の創出が図られていること。5つ目としましては、(1)から(4)に掲げるもののほかに、市長が必要と認める要件としております。

これにつきましては、(1)(2)としましては、一定の数値基準となっておりますので判断しやすい形とはなっておりますが、(3)から(5)につきましては定量的な基準としておりませんので、その案件ごとで判断していただく必要があると考えております。

そういった中で、一番下のところになります。適用の判断としましては、事業者が

大規模開発構想の届出を出した段階でどのような形でこの特例基準を適用できる要件を満たしているのか、そういったところがわかる形で提出していただきたいというところがありますので、例えば建築物の配置にゆとりがあることや、周辺の景観や住環境に配慮されている計画であること、そういったところを提出していただく土地利用計画図で示していただくとともに、措置状況説明書という形で提出していただいて、こちらの本審議会にお諮りした上で判断していただきたいと考えております。

一番下の図としましては、大体イメージとしてこういった形で土地利用計画図に記載していただき、裏面ですね、これにつきましても今回は具体的な案件はありませんので、案としてご提案させていただきます。「良好な地域環境の創出に向けての措置状況説明書」の案としてご提示させていただいております。先ほど挙げさせていただいた5つの項目、それを少し細かい形で項目立てしまして、それについて事業者がどう考えているのかというところを一番右の記入欄、措置状況のところに記載していただくようにして、こういった形で良好な地域環境の創出が図られているために、今回、特例基準を適用させてもらいたいという形で事業者に投げかけてもらおうと考えております。

非常にわかりづらいですけれども、1と2につきましては、その土地の状況等について記載していただきまして、3と4につきましては、例えば道路境界線からどのくらい離れているのか。これにつきましても、敷地ごとでどのくらい離れていればゆとりある空間が確保できているのかというのは、方角等にもよって異なってくると思いますので、そちらについて数字で記載した上で判断していただく。また、緑地の積極的な確保ですね、こちらにつきましても、緑地の基準がありますが、そのほか隣地沿い、道路沿いのところに有効的に緑地を配置することによって、ゆとりある空間が確保できていると。また、圧迫感を軽減するための工夫については、建物の形状とか位置とかそういったもので、周囲への圧迫感を軽減させたというところを措置状況として記載していただくと考えております。また、公開空地等により安全な空間の創出が図られていることにつきましても、例えば歩道状空地でしたり、前面の歩道の幅員をより確保しているとか、あと、建物の配置等によりまして交差点部の見通しとか、あと死角が生まれれないような措置ですね、そういったものが配慮されている旨を記載していただくと考えています。最後の項目につきましても、例えば日影について、一般基準の際よりも特例基準を使っても配置等が配慮されているので周囲への影響がないとか、そういった部分について事業者に記載していただいた上で、本審議会でご判断をしていただきたいと考えておりますので、事務局としてのこういった考え方についてご確認のほうをお願いできればと考えております。

次に、資料6のご説明をいたします。資料6としましては、建築物の高さの基準におきまして、先ほどの一般基準、特例基準とは別に、その基準の適用を受けない建築物、その中で公益上やむを得ないと認める建築物についてはそれら基準を適用しないという形で、条例53条の3項で規定しております。ここで言う「公益上やむを得ないと認める建築物」、これらについてこういったものが該当するのかというところを、今回、本審議会の中で一定の考え方について整理させていただいた上で、我々事務局としても構想の届出を受ける段階で一定の判断をさせていただきたいと考えております。

その際に、本まちづくり条例につきましては、都市計画マスタープランのまちづくりにおける将来像の実現を目的に掲げておりますので、都市計画法というのは非常に重要な法律というふうになってきますので、その都市計画法の中で第29条第1項の開発行為の許可ですね、そちらを適用除外とするものとして「公益上必要な建築物」、これが都市計画法の中で位置づけられております。その「公益上必要な建築物」につきましては、本条例で言います「公益上やむを得ないと認める建築物」として対象としていこうと考えております。

実際にその「公益上必要な建築物」として都市計画法で規定されているものにつきましては、資料6の裏面に、30項目ありますが、実際にこの「建築物の高さ」として考えた中で対象となってくる可能性があるものを挙げております。例えば11号の郵便局でしたり、17号では地方公共団体が設置する図書館や博物館等ですね。あと、23号ですね、卸売業法による中央卸売市場、地方卸売市場ですね、そういったものになります。これらについては、この「公益上やむを得ないものと認める建築物」として対象としていきたいと考えております。

ちょっと前面に戻っていただきまして、また、この中では適用除外とされておられませんが、学校と、あと病院ですね、これらにつきましては、グラウンドやオープンスペースとか公益性が高いものが想定されますので、実際に公益性が高い学校や病院の施設につきましては、「公益上やむを得ないと認める建築物」として対象として考えていきたいと事務局としては考えております。そうなりますと、下に【主な適用対象】として記載させていただいておりますが、学校としましては、一橋大学さんや藤村学園さん、あと小中学校ですね。あと、これに該当する病院というのは国立市内なかなか想定されないんですが、病院。官公庁施設としましては、下水水再生センター、公民館、図書館等ですね。卸売市場としましては多摩青果さん、こういったものが想定されるのかなと考えております。

この考え方につきましては、条例の中では詳しく規定をしておりませんので、今回、本審議会において一定の考え方、そしてご理解していただいた上でご確認していただければと考えております。

資料説明は以上とさせていただきます。

福井会長 : はい、ありがとうございました。

まちづくり条例では、先ほどの資料4の後ろに添付されている建築物の高さの基準というのが定められているということなわけですけれども、これを適用しない、特例基準の適用ということについては、この審議会の意見を聴くということになっております。ただし、それを個別にやるのではなくて、あらかじめ今ご説明があったような方針で進めていってはどうかということのご説明でありました。これについて、ご質問、ご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

北島委員 : この中で、資料6の裏側で消防署というのが入っていないのですけれども、現行、国立市に消防署は2つあります。建替えとかもあるかもしれません。そういうのって官公庁施設として含まれると考えてよろしいのでしょうか。

福井会長 : はい、いかがでしょうか。どこかに読めるのじゃないですかね。消防署は高さの要る

建築物ですよ。

事務局 : 高さは、はい、かなり。

北島委員 : 30メートルじゃあきかない場合があるもので。

福井会長 : ちょっとご確認いただきますが、基本的には消防署は機能上当然必要だということで、これは除外ということで確認したいと思うのですが。

事務局 : 承知しました。

福井会長 : はい、お願いします、山川委員。

山川委員 : 対象物で23号の卸売市場ってありますね。

ここはそのほかの公共施設とかに比べてちょっとよくわかりにくいんですけど、卸売市場を高さ制限の例外にするという必然性はあるのですかね。理由とか。

事務局 : 卸売市場については、都市施設として、都市計画上、設置箇所を法で決定する部分がありますので、それでおそらく都市計画法の29条1項3号であらかじめ公共施設という扱いをされているということだと思います。ただ、逆を言うと、ここで入っているものは除外するということがかえって、あらかじめ法で認められている施設ですので、というふうには考えます。

福井会長 : 山川委員のご質問としては、公益施設としてわかるのだけれども、高さの基準を除外するということの必然性は何かというご質問ですね。

山川委員 : 多摩青果さんのように広大な敷地の中であれば、おそらくそれを適用せずに通常の高さの基準の中でクリアできることもあろうかと思えますけれども、やはり23区とか特殊なところになってきますと、実際的に土地利用ということも出てくる状態になるのかなと想像します。

福井会長 : 資料6では、表側の最後の方に、実際に適用しないことは、審議会の意見を聞いた上で判断するとありますので、無条件にするのではなくて、構想段階で審議会において審議するという理解でよろしいですね。

事務局 : そうですね。周辺への配慮等も審議会の中で判断していただきますので、むやみやたらに高い建築物が建つというわけではないです。

福井会長 : はい。他にいかがでしょうか。大木委員、お願いいたします。

大木委員 : 資料5についてなんですけれども、特例基準の適用ということで、基本的にはその都度判断ということになると思うのですが、その場合に、今ご説明していただいた材料としては、土地利用計画図と措置状況説明書ということなのですが、おそらく文章で見るよりも視覚的にどういったものができるかということで判断していかないと、なかなか正しい判断というのはできないかなと思っていますので、例えば周辺の街並みが入ったパースとか、理想的には模型が一番良いと思うのですが、何かそういった材料もぜひ出していただければと思います。

福井会長 : はい、そうですね。やっぱり現況の写真と、それからパース、計画の全容が理解できるようなパースというのはぜひ出していただきたいです。

事務局 : 承知しました。

福井会長 : はい。ほんとうに大事な案件は模型をお借りできることにしておきたいですね。

事務局 : 承知しました。

福井会長 : はい、お願いします。

西村委員 : そうすると、この説明書の案の方に入れていただきたい項目って、今、敷地内だけの説明を要求したいということですけど、近隣の緑の配置とか、向かい側にどういう施設があるかとか、半径何メートルぐらい決めて要求した方がいいんじゃないかなと。それと、その中の4番の安全な空間の創出という中に駐車場の問題は必ず出てくると思うので、その記載も入れておいた方がいいかなと思います。

福井会長 : はい、ありがとうございます。おっしゃるとおりで、敷地内だけのことだけ考えていたら景観の議論はできませんので、周辺を事業者、設計者の方がどう読んだかということとをきちんと要求しないと、それに対応してこういう対策をとりましたという話になりませんので、それはぜひ入れていただきたいなと思います。

それと、ご指摘の中で駐車場出入口ですね、それについてもちゃんと記載するというのはあるのが当然じゃないかと思います。商業施設ですとかマンションですと、その部分の話が非常に議論になりますので、それも入れていただきたいと。

半径何メートルはどうでしょうね、結構難しいですね。

西村委員 : 案件ごとに多分もう都市計画課さんの方で指導されたほうが良いと思うんですけど。あんまり具体的に決めちゃうと、それ以外やらないという。

福井会長 : そうですね、はい。少しそれは事務局の方でご検討いただくということをお願いします。

事務局 : わかりました。

福井会長 : ありがとうございます。

あとご意見いかがでしょうか。ご質問。よろしいでしょうか。

では、いただいたご意見を踏まえて、運用、それから各種の説明書の項目等については、少し事務局で揉んでいただいて検討いただければと思います。

じゃあ、すみませんが、これまでのところで、皆さんから言い残したというか、言い忘れたことがありましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。じゃあ、お願いします。

倉本委員 : 資料5の裏側の緑地の積極的な確保についてなのですが、昔、この仕事を都庁でしていたことがあって、何年かして確保した場所を見に行くと、みんななくなっているんですね。それをどうやって回避するか。本当にそこで大事にもらえるような緑地をつくるかということを考えていかなければいけないのですけれども、1つは、面積だけでなく質にも配慮してもらおうということじゃないかと思うのですが、それも、ただ、質というのも難しく、なかなかこういうマニュアルには載りにくいかもしれないのですけれども、とにかくちゃんと緑地を確保したら、本当に確保してもらえるような施策をとっていただきたいということがあります。

福井会長 : ありがとうございます。緑地もそうなのですが、こういう意見を出した後に、本当にそうだったかというのはチェックできないケースが結構多いので、これは条例には書き込めないかもしれませんが、事業者さんがこの審議会の意見を受けてどういう対応をする予定かということととか、実際にでき上がった後にどうなっているかということのチェックは少しモニタリングしていただいて、問題があるようであれば実際に制度化

していくということも踏まえて考えていく必要があるかと思しますので、その辺も検討していただいてよろしいですか。

事務局 : わかりました。

西村委員 : その辺って、僕ら設計をやっていると、事業主さんって、「初めだけあればいいんでしょう」って普通におっしゃるのですよ。条例って罰則規定がほとんどないことが多くて、じゃあ、罰則規定を設ければいいかということ、そうではなくて、逆に、維持することがお客さんに対してメリットがあるような何かインセンティブがつかれないかなど。例えば減税措置だとか、わからないですけど、そういうものがないと、やっぱり今のお客さんって利益優先でいくと、ただもう、「後で緑地をつぶしちゃって自転車置き場にすればいい」だとかを普通におっしゃいます。なので、それは何かしらそういう対処を設けた方がいいと思います。罰則ではあんまりコントロールできないと思いますので。

福井会長 : インセンティブということですね。

西村委員 : はい。

福井会長 : それは少し中期的に市としても考えていただくということをお願いいたします。

山川委員 : いいですか。

福井会長 : はい、お願いします。

山川委員 : 今の話に関連して、国立市は、例えば緑地とかつくった後に、1年後、3年後、5年後、10年後ってチェックしますよと通知とかできるのですかね。しますよということをやっちゃうとか。

事務局 : 条例の仕組み上の話なのですけれども、開発事業の基準につきましては協定書を締結する上での基準ということですので、その施工後については触れてないのですけれども、実際、その協定書を事業者さんと市で締結するのですけれども、そこで例えば何かしらの管理に関する事項というのは記載することはできるのですね。ただ、その措置というか、何かしら措置というところをなかなか記載はできないのですけれども、継続的な確保というところは協定書では盛り込むことができるようになっています。

山川委員 : 一方的に業者に通知をするということですか。

事務局 : いえ、双方で内容を確認させていただいて、双方で押印させていただくので、協定につきましては、あくまで事業者さんがそういう内容で認めてもらえるのであれば、そういう形で締結というのは可能なのですけれども、条例上、仕組み上はなかなか、将来的な3年後とかの管理について何かしら措置をするというのは厳しいと思っています。

山川委員 : 言いたいのは、国立市は現地調査をやって、ちゃんと事後もチェックするよというのを教えておく、宣告しておくというのは多少効果が見込めないですか、だから、条文とかじゃなくて。

西村委員 : これを受け取ると、市の仕事が増える一方じゃないですか。なので、やっぱりそこが一番難しいのじゃないかなと思いますけど。極力、行政の仕事が増える方向の管理の仕方ではなくて、市民の方が自発的にやれる仕組みを作るのが大事だと思うのですけど。

福井会長 : おっしゃるとおりですね。こういうときに何でもかんでも役所が全部面倒見ますというのは、結構パンクして行って、担当者の方が疲弊していくケースが結構見られますので。

- 西村委員 : あと、何でうちは言われたのに、あそこは言われぬのだという不満につながるの。
それはやっぱり順番があったりして今年は見ないとかとなると、「でも、うちだけ何で言われてやらなきゃいけないんだ」って絶対になるので、それを回避したほうがいいと思うのですね。
- 福井会長 : そうですね。その公平性は重要ですね。
- 事務局 : 今のご意見については、国立に限ったことではなしに、近隣市も含めて課題になっていると思いますので、ちょっと事務局のほうで他市の状況とかも含めてどういう対応ができるかというようなところは大きな検討課題とさせていただければと思います。
- 福井会長 : 大変重要なお指摘ありがとうございました。
他にございますか。よろしいですか。今日、ご発言がない方もいらっしゃると思いますが、何か一言言っていただきたいと思います。お願いします。
- 齋藤委員 : この審議会が指示したり指摘した事項を、事業者の方が市に指導された場合、事業者側から何か不服があるとか、直接この審議会と事業者とでやりとりするというのも出てくるのでしょうか。
- 事務局 : 事業者を審議会に招くというか、出席させるという仕組みはあります。まず、おそらく本審議会で審議していただく第1段階としては、大規模開発構想の届出が出された際に審議していただくことにはなりますが、本審議会に出されました意見等につきましては、その後、市の指導書という形で事業者にこういったものについて各種見直してもらいたいとか、そういったものを書面で指導させていただいた上で、次の段階、事前協議書というのが次に出されますので、その際に事業者から見解を示していただくということになります。なかなか全てが全て反映した計画になるということは少ないと思いますので、その見解を見た上で、もう一度見直してもらいたい事項があるのか、そういったものがあれば再度審議会にお諮りするといったことも想定はしています。
最終的には市が事業者と協議を行いますので、あくまでも審議会では第三者機関としてご意見を聴くと。審議会の意見をもって市がどう判断するかというのは市の判断という形になりますので、審議会が直接事業者の方と文書的なものも含めて絡むということはありません。
- 福井会長 : それをやる自治体もありますけど、ここはやらないということです。
ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
- 杉田委員 : いいですか。
- 福井会長 : はい、どうぞ。
- 杉田委員 : 景観条例について色々あるのですが、今言った話は、多分、土地の事業を開発する事業者と審議会の話だと思うのですが、大体、約束しても、その後に売の、買うのは一般の人だと思うのですよね。だから、色々管理を継続していくには多分個人の負担が増えていくと思うのだけど、業者はもう売ったらおしまいです。その辺が、後のケアというのは、色んな指導であったり、優遇措置だったり、何か色んな方法があるとは思いますが、それは検討課題だからとは思いますが、まち並みをずっと維持するためにはそういうのも若干の公金を使って整備をするのも必要かなとは思っています。

- 福井会長 : はい、ありがとうございました。ご意見がありました。
よろしいですか。議論としてはここまでいたしますが、ほかに事務局から何か報告等ありますでしょうか。
- 事務局 : それでは、今後の審議会の開催についてでございますが、今回はメール等での調整にご協力いただきまして、次回は来年1月13日(金曜日)の午前9時半から第1会議室で開催する予定とさせていただいております。年明けに開催通知を送付させていただく予定でございます。
また、今後の日程につきましては、再度調整させていただきたいと思いますが、やはりお仕事をされている方も多くいらっしゃいますので、候補時間としては夜の時間帯も入れた中で調整させていただきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- 福井会長 : はい。次回は1月13日ということをお願いいたします。
そのほか、もう一度、委員の方から何かご意見、ご質問ありましたら承ります。
- 杉田委員 : 審議会は定例になるのですか。
- 事務局 : いえ、定例という扱いではないのですが、基本的には案件ごとになるのですが、一定の予定を押さえさせていただけると、皆様がお集まりしやすくなるかなというところで、2カ月ごとぐらいに予定を押さえさせていただくようにいたしております。
- 福井会長 : はい、よろしいでしょうか。予定よりも大分時間が今日は早いのですが、案件もないということで、準備した議題につきましては終了ということになりました。
これで、終わりによろしいですか。
- 事務局 : はい。
- 福井会長 : では、第1回の国立市まちづくり審議会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

(午前10時50分)以上